

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金【家計急変採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて（通知）

このたび、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域にて被災された世帯の学生について、給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急応急採用での対応を図っております。また、学生又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方への JASSO 災害支援金の申請を受け付けています。

ついては、大きな被害を受け、経済的に今後の学業継続が著しく困難になった学生は、窓口にご相談ください。

1. 災害救助法適用地域

【熊本県】熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町（法適用日：令和 8 年 7 月 28 日）

※適用地域の詳細については、機構ホームページ（1 年以内の災害救助法適用地域）をご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

2. 適用地域の準用 以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生

3. 給付奨学金 家計急変採用について

（1）家計急変の事由

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

① 家計急変の事由

A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡

B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、3 か月以上、就労が困難

C：生計維持者の一方（又は両方）が失職

② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

（2）提出書類

罹災（被災）証明書及び大学の指示する書類

4. 貸与奨学金 緊急採用・応急採用について

（1）貸与始期及び貸与終期

【貸与始期】2026 年 7 月以降で申込者が希望する月 【貸与終期】修業年限の終了月

（2）提出書類

罹災（被災）証明書及び大学の指示する書類

5. JASSO 災害支援金について

（1）対象者 本災害により学生又は生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者。また、自治体からの避難勧告等が 1 か月以上続いた者。

（2）申請方法 本学を通じて申し込みます。

（3）支給額 10 万円（返還不要）

（4）詳細 詳細は JASSO のホームページでご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>